



発行 新潟県

第11号

平成25年2月8日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 147 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 148 保安林の指定予定（治山課）
- 149 保安林の指定予定（治山課）
- 150 保安林の指定（治山課）
- 151 保安林の指定（治山課）
- 152 公共測量の終了通知（監理課）
- 153 道路の区域変更（道路管理課）
- 154 道路の供用開始（道路管理課）
- 155 道路の区域変更（道路管理課）
- 156 道路の供用開始（道路管理課）
- 157 道路の区域変更（道路管理課）
- 158 道路の供用開始（道路管理課）
- 159 道路の区域変更（道路管理課）
- 160 道路の供用開始（道路管理課）
- 161 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 162 重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域の一部廃止（港湾整備課）

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局総務課）

一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 1 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 2 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 3 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 4 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 5 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 6 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 7 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第147号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第2項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成25年3月15日から生ずるものとする。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県佐渡市両津湊195-2
鈴木 春男
新潟県佐渡市両津夷262-36
本間 俊春
- 2 区域
佐渡漁業協同組合の地区のうち旧両津市漁業協同組合の区域
- 3 区分
10トン未満の漁船により営む漁業のうち主としてさし網を使用して営む漁業及び主としてえびかごを使用して営む漁業
- 4 届出年月日
平成25年2月1日

◎新潟県告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県村上市桃川字下フツベ沢2851の1、2851の4、2851の9から2851の11まで、字下フツへ沢2851の12から2851の14まで、2851の16、2851の19から2851の21まで、字小金堀2852の1、字大金堀2853の1、字論地2854の1、2854の2、2854の4、2854の6から2854の8まで、字下夕道2855の1、2855の6、2855の9、字峠2858の1、2858の3、2858の4、2858の19、2858の20、字ボタ坂2859の3、字ホタ坂2859の27から2859の30まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第149号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県糸魚川市大字平字藏下1931の45、1931の46、字マキノ内2073の2から2073の5まで、2073の寅、字岩井口2374、2376の2、2377の1、2378、2379、2379の1、2380から2383まで、字柳沢2392から2400まで、2402から2404まで、2406から2417まで、2417の1、2418、2418の1、2419から2421まで、2421の1、2422、2423、2423の子、2424、2425、2425の子、2426から2428まで、2430の1、2430の2、2431の1、2431の2、2432から2434まで、2434の子、2435の1、2435の2、2435の子、2436、2437の1から2437の3まで、2438、2439、2440の1、2440の2、2441、2442、2443の1、2443の2、2445、2447、2448、2449の1から2449の3

まで、2449の子、2449の寅から2449の辰まで、2450、2450の1、2453、2453の子、2455の1、2455の4、2456、2456の1、2456の2、2458、2458の1、2459、2459の1、2460から2464まで、2464の1、2464の子、2465、2465の1、2465の子、2465の丑、2466から2470まで、2470の子から2470の寅まで、2471、2472、2472の1、2473、2474の1から2474の4まで、2475、2475の1、2475の2、2476から2478まで、2478の1、2479から2482まで、2484、2485の2、2486から2489まで、2492の2、2493の1、2493の2、2494から2498まで、2500、2500の1、2502、2504から2506まで、2507の1、2507の2、2508から2511まで、2512の1、2512の2、2513の1、2513の3から2513の5まで、2514の1、2515の1、2516の2、2517の1、2517の2、2518、2519、2520の1から2520の3まで、2521、2522、2522の1、2522の2、2522の子、2523から2527まで、2527の子、2528、2529、2529の子、2530から2532まで、2532の子から2532の辰まで、2533から2536まで、2536の1、2537、2538、2540、2540の子、2542、2543の1、2544の1、2544の5、2544の子、2545の1、2546、2546の子、2547から2551まで、2551の1、2551の丑、2552から2554まで、2554の子、2555の1、2555の2、2555の子、2556から2563まで、2563の1、2563の子、2564、2565、2565の1、2566、2567、2568の1、2568の3、2568の4、2568の子、2570の1、2570の2、字滝ノ下2483、字池ノ原2592、2602から2604まで、字ボウシガタキ2643の2から2643の4まで、2643の6、2643の8から2643の12まで、2643の15、2643の17から2643の20まで、2643の26から2643の29まで、2643の31、2643の32、2643の35から2643の39まで、2643の42、2643の44から2643の46まで、2643の48、2643の51から2643の53まで、2643の57、2643の58、2643の61、2643の62、2643の巳

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第150号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市岩谷口 553 の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市牧区岩神字小峯 3719、3721 から 3727 まで、3730 から 3733 まで、3733 の子、3734 から 3737 まで、3737 の子、3738 から 3751 まで、3752 の 1 から 3752 の 4 まで、3753 から 3756 まで、4075 から 4077 まで、4077 の 1、4077 の 丑、4077 の 寅、4078 から 4081 まで、4081 の 1、4081 の 2、4082、字倉ノ下 3757 から 3759 まで、3760 の 1、3760 の 2、3761 から 3763 まで、3763 の 1、3763 の 3、3763 の 4、3764 から 3769 まで、3771、3775、3776、3890、3891、3892 の 1、3892 の 2、3901 から 3905 まで、字大峯 3906 の 1、3906 の 2、3907 から 3912 まで、3943 から 3956 まで、3958、3958 の 1、3959 から 3963 まで、3964 の 1、3964 の 2、3965 から 3968 まで、3971 から 3987 まで、3989 から 3995 まで、3995 の子、3996、3996 の子、3999、4084、4085、4087 の子から 4087 の 寅まで、4088、4089 の 1、4089 の 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第152号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支社信越工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（上信越自動車道4車線化に伴う構造物等位置確定作業）
- 2 作業期間 平成24年10月29日から平成25年1月18日まで
- 3 作業地域 上越市 藤沢、江端、岡沢、福田、上門前、向橋、神山、平山、滝寺 地内
妙高市 関川、田口、毛祝坂、田切、新赤倉温泉、二俣、坂口新田、菅沼、志、窪松原、西長森、三ツ俣、猪野山、大字梨木、大字五日市、西乙吉、籠町、神宮寺、宮内、大字雪森、大字青田 地内

◎新潟県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
加茂市柳町1丁目乙43番11から	新	11.5～13.0メートル	78.8メートル
同市大字下条字樋下甲432番1まで	旧	9.2～13.0メートル	78.8メートル

備考 全区間県道天神林上条線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天神林上条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
加茂市大字下条樋下甲 432 番 1 から	新	11.5～13.0メートル	78.8メートル
同市柳町 1 丁目乙43番11まで	旧	9.2～13.0メートル	78.8メートル

備考 全区間一般国道403号と重用

◎新潟県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間
加茂市柳町 1 丁目乙43番11から同市大字下条字樋下甲432番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月8日

◎新潟県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市中条字当金己80番 3 から	新	14.0～23.2メートル	63.3メートル
同市中条字前沢己787番 1 まで	旧	14.0～19.4メートル	63.3メートル

◎新潟県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間
十日町市中条字当金己80番 3 から同市中条字前沢己787番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月8日

◎新潟県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩沢中条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市中条字はば上己165番1から	新	5.0～26.0メートル	384.6メートル
同市中条字当金己81番3まで	旧	4.2～34.0メートル	386.3メートル

◎新潟県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 岩沢中条線
- 2 供用開始の区間
十日町市中条字はば上己165番1から同市中条字当金己81番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月8日

◎新潟県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市西山町坂田字杉ノ入2425番1から	新	8.8～33.8メートル	231.2メートル
同市西山町坂田字杉ノ入2438番7まで	旧	7.5～28.5メートル	231.2メートル

◎新潟県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間
柏崎市西山町坂田字杉ノ入2425番1から同市西山町坂田字杉ノ入2438番7まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月8日

◎新潟県告示第161号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
平成25年2月8日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成25年1月28日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
加茂市柳町一丁目乙86番1の内、 乙86番4の内	4.16～4.40	35.00

◎新潟県告示第162号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定により、直江津港における重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域の一部を、次のとおり廃止した。

平成25年2月8日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 廃止年月日
平成25年1月21日
- 2 廃止する区域
直江津港
直江津港中部電力上越火力建設所荷揚げ栈橋に着岸中の船舶から前面泊地に向かって50mの範囲の水域

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 シネマする街 千秋通り
所在地 長岡市千秋二丁目1087番地1
設置者 ユニー株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の自動車の出入口の位置の変更）に関する届出
公告日 平成24年9月28日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成25年2月8日から平成25年3月8日まで

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

- 1 調達物品及び数量
手術器械滅菌管理システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成25年1月24日
- 6 落札者の氏名及び住所
ジェイメディカル株式会社
新潟市東区紫竹卸新町1808-22
- 7 落札価格
28,045,500円
- 8 入札公告日
平成24年12月14日
- 9 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、パーソナルコンピューター及び周辺機器について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年2月8日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
パーソナルコンピューター及び周辺機器 40台
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成25年3月29日（金）
 - (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に記載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2313

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成25年2月18日（月）午前10時00分

4 入札、開札の日時及び場所

- 平成25年2月19日（火）午前10時00分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
 - ② 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成25年2月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長 津 光三郎

(1) 政党の支部

(イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	1以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部
(平成)						
24.11.27	日本維新の会小選挙区新潟県第4選挙区支部	栗原博久	田中清	新潟市秋葉区古田1-2-32	衆議院議員	○
24.11.19	国民の生活が第一新潟県第1区総支部	内山航	桐生克彬	新潟市中央区幸西1-1-53-907	衆議院議員	○
24.12.12	日本維新の会衆議院新潟県第5選挙区支部	米山隆一	米山隆一	長岡市千歳3-2-3	衆議院議員	○

(2) その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
(平成)				
24.10.17	佐藤敏雄応援団	佐藤敏雄	佐藤道博	魚沼市田中27番地4
24.10.2	長岡経済人連盟	丸山智	山村雅隆	長岡市坂之上町2-1-1
24.11.1	岡部かずお後援会	岡部計夫	岡部昭三	魚沼市青島421番地9
24.11.6	笹木あきら後援会	関口一男	笹木タツ子	南魚沼市栲窪1200
24.12.5	笠原義宗後援会	高橋貴則	井浦春美	新潟市南区東萱場325番地1
24.12.10	竹内えみこ後援会	吉田郁文	小林久美子	新潟市南区上下諏訪木126-1

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
(平成)					
24.10.31	内山航後援会	内山航	桐生克彬	新潟市中央区幸西1-1-53-ザ・タワー新潟907号	衆議院議員
24.11.28	隆政会	米山隆一	米山隆一	長岡市千歳3-2-3	衆議院議員

(ハ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類
(平成)						
24.10.31	内山航後援会	内山航	桐生克彬	新潟市中央区幸西1-1-53-ザ・タワー新潟907号	内山航	衆議院議員
24.10.16	細田健一後援会	細川哲夫	細山稔	柏崎市田塚1丁目1番28号	細田健一	衆議院議員
24.11.14	内山航を育てる会	内山晟	高橋茂	新潟市中央区幸西1-1-53-ザ・タワー新潟907号	内山航	衆議院議員
24.11.28	米山隆一後援会	上村国喜	米山隆一	長岡市千歳3-2-3	米山隆一	衆議院議員
24.11.28	隆政会	米山隆一	米山隆一	長岡市千歳3-2-3	米山隆一	衆議院議員

◎新潟県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年2月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長 津 光三郎

(1) 政党の支部

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
24.10.30	自由民主党新潟支部	会計責任者	小島隆
24.10.29	民主党新潟県総支部連合会	代表者	黒岩宇洋
24.11.5	自由民主党新潟県第三選挙区支部	主たる事務所の所在地	新発田市大栄町3-6-3
24.11.15	自由民主党新潟県第三選挙区支部	会計責任者	長谷川智希
24.11.29	国民の生活が第一新潟県総支部連合会	代表者	森麻依
24.11.29	国民の生活が第一新潟県参議院選挙区第1総支部	代表者	森麻依
24.11.19	たちあがれ日本長岡市第一支部	国会議員関係政治団体の区分 政治団体の名称	国会議員関係政治団体以外の政治団体 太陽の党長岡市第一支部
24.11.22	民主党新潟県第4区総支部	代表者	飯田真紀子
24.12.4	刈羽郡自民党支部連合会	代表者	安沢寛
24.12.25	民主党新潟県総支部連合会	代表者	飯田真紀子

(2) その他の政治団体

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
24.10.16	安全・安心、元気な柏崎をつくる会	政治団体の名称	新たな飛躍をめざして！安心・元気・希望に満ちた柏崎をつくる会
24.10.30	大滝豊後援会	会計責任者	山田信行
24.11.2	あらい真理と参加するかい	代表者	池亀郁雄
24.11.13	いずみだ裕彦後援会	代表者	塚本健二
24.11.26	菊田まきこ政経フォーラム21	主たる事務所の所在地	新潟市中央区新光町1-7
24.11.22	菊田真紀子後援会	代表者	野澤百合子
24.11.29	幸福実現党新潟県本部	代表者	飯田真紀子
24.11.15	斎藤洋明連合後援会	主たる事務所の所在地 会計責任者	新潟市中央区女池4-27-16 長谷川智希
24.11.27	志田常佳後援会	主たる事務所の所在地 会計責任者	新発田市大栄町3-6-3 玉木幸雄
24.11.7	新郷研	代表者	新潟市江南区俵柳151の3
24.11.26	靖和会	代表者	丸山春治
24.11.13	はばたく！新潟県の新時代をつくる会	主たる事務所の所在地	新潟市中央区新光町1-7
24.12.26	新潟県内水面漁業政治連盟	代表者	大口弘人
24.12.4	細田健一後援会	会計責任者	白川修

◎新潟県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年2月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政治団体の名称

ア. 政党の支部

解 散

年月日 政治団体の名称

(平成)

- 24. 2. 29 自由民主党上川支部
- 24. 4. 5 自由民主党新潟県第一選挙区支部
- 24. 7. 11 民主党新潟県参議院選挙区第1総支部
- 24. 11. 12 国民新党憲友会新潟県支部

イ. その他の政治団体

解 散

年月日 政治団体の名称

(平成)

- 24. 1. 16 佐藤ひさおを育てる会
- 24. 2. 9 安達稔後援会
- 24. 2. 29 岩野とらじ後援会
- 24. 2. 22 大久保栄一後援会
- 24. 2. 29 総合産業研究会
- 24. 2. 28 塚田俊幸後援会
- 24. 2. 29 長津光三郎後援会
- 24. 2. 5 若林直樹後援会
- 24. 3. 1 小野吉太郎後援会
- 24. 3. 16 新潟県薬業政治連盟
- 24. 3. 31 21世紀の地域を創る会
- 24. 3. 27 見附ボランティアクラブ
- 24. 3. 15 やすはら義之後援会
- 24. 3. 4 山岸行則後援会
- 24. 3. 31 山田のりゆき後援会
- 24. 4. 17 金子健治後援会
- 24. 4. 17 川上龍一後援会
- 24. 4. 17 本間ちかこ後援会
- 24. 4. 26 吉田侃後援会
- 24. 5. 13 小関のぶお後援会
- 24. 5. 18 五泉織物振興連盟
- 24. 7. 25 税理士による吉田六左エ門後援会
- 24. 7. 31 松本まさかつ後援会
- 24. 8. 18 鈴木よしたみ後援会
- 24. 9. 19 大塚フミ子後援会
- 24. 10. 31 つかだ隆敏後援会
- 24. 11. 30 井上きりこ後援会
- 24. 11. 10 岩崎てつお後援会
- 24. 11. 30 西新潟の未来を考える会
- 24. 11. 27 米山隆一後援会
- 24. 11. 27 隆政会

(2) 収支報告書の要旨

ア. 政党の支部

		小 計	4,000,000 円
政治団体の名称	自由民主党上川支部	5 支出の内訳	
報告年月日	平成 24年 3月 15日	経常経費	11,988,541 円
1 収入総額	6,845 円	人件費	8,077,908 円
前年繰越額	6,845 円	光熱水費	214,353 円
本年收入額	0 円	備品・消耗品費	1,076,238 円
2 支出総額	0 円	事務所費	2,620,042 円
		政治活動費	8,893,191 円
政治団体の名称	自由民主党新潟県第一選挙区支部	組織活動費	2,833,136 円
報告年月日	平成 24年 4月 13日	機関紙誌の発行その他の事業費	419,730 円
1 収入総額	0 円	機関紙誌の発行事業費	365,430 円
2 支出総額	0 円	宣伝事業費	54,300 円
		寄附・交付金	1,440,325 円
政治団体の名称	民主党新潟県参議院選挙区第1総支部	その他の経費	4,200,000 円
報告年月日	平成 24年 8月 31日	合 計	20,881,732 円
1 収入総額	20,881,732 円	政治団体の名称	国民新党憲友会新潟県支部
前年繰越額	1,413,470 円	報告年月日	平成 24年 11月 14日
本年收入額	19,468,262 円	1 収入総額	33,706 円
2 支出総額	20,881,732 円	前年繰越額	33,700 円
3 本年收入の内訳		本年收入額	6 円
個人の負担する党費又は会費	1,275,000 円	2 支出総額	33,706 円
1,275 人		3 本年收入の内訳	
寄附 (内訳別掲)	6,193,000 円	その他の収入	6 円
個人からの寄附	1,803,000 円	10万円未満の収入	6 円
法人その他の団体からの寄附	390,000 円	合 計	6 円
政治団体からの寄附	4,000,000 円	4 支出の内訳	
借入金	4,000,000 円	経常経費	16,000 円
廣田正夫	4,000,000 円	事務所費	16,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	8,000,000 円	政治活動費	17,706 円
民主党本部	8,000,000 円	寄附・交付金	17,706 円
その他の収入	262 円	合 計	33,706 円
10万円未満の収入	262 円		
合 計	19,468,262 円		
4 寄附の内訳			
個人からの寄附			
(寄附者の氏名) (金額) (住所)			
井浦勇	60,000 円	新潟市秋葉区	
小山賢治	90,000 円	新潟市秋葉区	
森裕子	1,500,000 円	新潟市江南区	
その他	153,000 円		
小 計	1,803,000 円		
法人その他の団体からの寄附			
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)			
(株)イシカワ	70,000 円	新潟市秋葉区	
(有)内山写真館	60,000 円	新潟市中央区	
(有)内山写真館松崎支店	60,000 円	新潟市東区	
(株)新潟環境開発	60,000 円	長岡市	
(株)日栄ビル管理	70,000 円	新潟市西区	
(有)川口商店	70,000 円	五泉市	
小 計	390,000 円		
政治団体からの寄附			
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)			
YMF経済研究会	4,000,000 円	新潟市秋葉区	
会			

イ. その他の政治団体

政治団体の名称 佐藤ひさおを育てる会

報告年月日 平成 24年 1月 31日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 安達稔後援会

報告年月日 平成 24年 2月 10日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 岩野とらじ後援会

報告年月日 平成 24年 3月 9日

1 収入総額	79,427 円
前年繰越額	79,427 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 大久保栄一後援会

報告年月日 平成 24年 2月 24日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 総合産業研究会

報告年月日 平成 24年 3月 26日

1 収入総額	1,311,074 円
前年繰越額	51,074 円
本年收入額	1,260,000 円
2 支出総額	0 円
3 本年收入の内訳	
その他の収入	1,260,000 円
切手売却	1,260,000 円
合 計	1,260,000 円

政治団体の名称 塚田俊幸後援会

報告年月日 平成 24年 3月 9日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 長津光三郎後援会

報告年月日 平成 24年 3月 26日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 若林直樹後援会

報告年月日 平成 24年 2月 7日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 小野吉太郎後援会

報告年月日 平成 24年 3月 23日

1 収入総額	18,756 円
前年繰越額	18,756 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 新潟県葉業政治連盟

報告年月日 平成 24年 4月 2日

1 収入総額	2,065,796 円
前年繰越額	2,065,795 円
本年收入額	1 円
2 支出総額	0 円
3 本年收入の内訳	
その他の収入	1 円
10万円未満の収入	1 円
合 計	1 円

政治団体の名称 21世紀の地域を創る会

報告年月日 平成 24年 4月 3日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 見附ボランティアクラブ

報告年月日 平成 24年 3月 27日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 やすはら義之後援会

報告年月日 平成 24年 3月 23日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 山岸行則後援会

報告年月日 平成 24年 3月 13日

1 収入総額	188,091 円
前年繰越額	39,591 円
本年收入額	148,500 円
2 支出総額	188,091 円
3 本年收入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	148,500 円
99 人	
合 計	148,500 円
4 支出の内訳	
政治活動費	188,091 円
組織活動費	177,591 円
機関紙誌の発行その他の事業費	10,500 円
機関紙誌の発行事業費	10,500 円
合 計	188,091 円

政治団体の名称 山田のりゆき後援会

報告年月日 平成 24年 4月 2日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 金子健治後援会

報告年月日 平成 24年 4月 13日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 川上龍一後援会
 報告年月日 平成 24年 4月 27日

1 収入総額	14,368 円
前年繰越額	14,368 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

前年繰越額	11,866 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	11,866 円
3 支出の内訳	
政治活動費	11,866 円
組織活動費	11,866 円
合 計	11,866 円

政治団体の名称 本間ちかこ後援会
 報告年月日 平成 24年 4月 17日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 松本まさかつ後援会
 報告年月日 平成 24年 8月 23日

1 収入総額	10,500 円
前年繰越額	3,892 円
本年収入額	6,608 円
2 支出総額	10,500 円

政治団体の名称 吉田侃後援会
 報告年月日 平成 24年 5月 1日

1 収入総額	69,951 円
前年繰越額	69,945 円
本年収入額	6 円
2 支出総額	1,800 円
3 本年収入の内訳	
その他の収入	6 円
10万円未満の収入	6 円
合 計	6 円
4 支出の内訳	
政治活動費	1,800 円
組織活動費	1,800 円
合 計	1,800 円

3 本年収入の内訳	
寄附（内訳別掲）	6,608 円
個人からの寄附	6,608 円
合 計	6,608 円
4 寄附の内訳	
個人からの寄附	
その他	6,608 円
小 計	6,608 円
5 支出の内訳	
政治活動費	10,500 円
組織活動費	10,500 円
合 計	10,500 円

政治団体の名称 小関のぶお後援会
 報告年月日 平成 24年 5月 17日

1 収入総額	99,185 円
前年繰越額	3,185 円
本年収入額	96,000 円
2 支出総額	99,185 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	96,000 円
48 人	
合 計	96,000 円
4 支出の内訳	
政治活動費	99,185 円
組織活動費	62,435 円
機関紙誌の発行その他の事業費	36,750 円
機関紙誌の発行事業費	36,750 円
合 計	99,185 円

政治団体の名称 鈴木よしたみ後援会
 報告年月日 平成 24年 8月 20日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 大塚フミ子後援会
 報告年月日 平成 24年 9月 27日

1 収入総額	10,000 円
前年繰越額	5,450 円
本年収入額	4,550 円
2 支出総額	10,000 円
3 本年収入の内訳	
寄附（内訳別掲）	4,550 円
個人からの寄附	4,550 円
合 計	4,550 円
4 寄附の内訳	
個人からの寄附	
その他	4,550 円
小 計	4,550 円
5 支出の内訳	
経常経費	10,000 円
人件費	5,000 円
事務所費	5,000 円
合 計	10,000 円

政治団体の名称 五泉織物振興連盟
 報告年月日 平成 24年 6月 6日

1 収入総額	4,590 円
前年繰越額	4,590 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 税理士による吉田六左エ門後援会
 報告年月日 平成 24年 9月 3日

1 収入総額	11,866 円
--------	----------

政治団体の名称 つかだ隆敏後援会
 報告年月日 平成 24年 11月 6日

1 収入総額	844 円
前年繰越額	844 円

本年収入額	0 円
2 支出総額	844 円
3 支出の内訳	
経常経費	844 円
備品・消耗品費	844 円
合 計	844 円

政治団体の名称 隆政会

報告年月日 平成 24年 11月 28日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 井上きりこ後援会

報告年月日 平成 24年 12月 3日

1 収入総額	36,402 円
前年繰越額	36,402 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	36,402 円
3 支出の内訳	
経常経費	36,402 円
備品・消耗品費	36,402 円
合 計	36,402 円

政治団体の名称 岩崎てつお後援会

報告年月日 平成 24年 11月 13日

1 収入総額	2,046,186 円
前年繰越額	1,996,186 円
本年収入額	50,000 円
2 支出総額	1,086,976 円
3 本年収入の内訳	
寄附（内訳別掲）	50,000 円
政治団体からの寄附	50,000 円
合 計	50,000 円
4 寄附の内訳	
政治団体からの寄附	
その他	50,000 円
小 計	50,000 円
5 支出の内訳	
経常経費	628,880 円
人件費	275,275 円
光熱水費	15,008 円
備品・消耗品費	88,345 円
事務所費	250,252 円
政治活動費	458,096 円
機関紙誌の発行その他の事業費	458,096 円
機関紙誌の発行事業費	305,141 円
宣伝事業費	152,955 円
合 計	1,086,976 円

政治団体の名称 西新潟の未来を考える会

報告年月日 平成 24年 12月 3日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 米山隆一後援会

報告年月日 平成 24年 11月 28日

1 収入総額	134,209 円
前年繰越額	134,209 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長 津 光三郎

平成22年分

[資金管理団体]

政治団体の名称 隆政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 米山隆一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 米山隆一

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 平成 24年 11月 28日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

[その他の政治団体]

政治団体の名称 米山隆一後援会

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 米山隆一

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 平成 24年 11月 28日

1 収入総額	134,209 円
前年繰越額	134,209 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円

平成23年分

[政党の支部]

政治団体の名称 自由民主党上川支部

報告年月日 平成 24年 3月 15日

1 収入総額	6,845 円
前年繰越額	6,845 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円

[資金管理団体]

政治団体の名称 隆政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 米山隆一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 米山隆一

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 平成 24年 11月 28日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

[その他の政治団体]

政治団体の名称 大塚フミ子後援会

報告年月日 平成 24年 9月 27日

1 収入総額	15,450 円
前年繰越額	15,450 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	10,000 円

3 支出の内訳

経常経費	10,000 円
人件費	5,000 円
事務所費	5,000 円
合計	10,000 円

政治団体の名称 牛勝利栄後援会

報告年月日 平成 24年 12月 27日

1 収入総額	473,840 円
前年繰越額	53,840 円
本年收入額	420,000 円
2 支出総額	394,500 円
3 本年收入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	420,000 円
役員会会費	100,000 円
納涼祭会費	320,000 円
合計	420,000 円
4 支出の内訳	
政治活動費	394,500 円
機関紙誌の発行その他の事業費	394,500 円
その他の事業費	394,500 円
合計	394,500 円

政治団体の名称 鈴木よしたみ後援会

報告年月日 平成 24年 4月 10日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 米山隆一後援会

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 米山隆一

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 平成 24年 11月 28日

1 収入総額	134,209 円
前年繰越額	134,209 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第

19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成25年2月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長 津 光三郎

届年 月 日	資金管理団体の 届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
24.10.31	内山航	衆議院議員	内山航後援会	新潟市中央区幸西1-1-53ザ・タ ワー新潟907号	内山航
24.11.28	米山隆一	衆議院議員	隆政会	長岡市千歳3-2-3	米山隆一

◎新潟県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年2月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長 津 光三郎

届年 月 日	資金管理団体の 届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
24.11.22	飯田真紀子	衆議院議員	菊田真紀子後援会	代表者	飯田真紀子
24.12.31	金子恵美	県議会議員	育恵会	公職の種類	衆議院議員

◎新潟県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年2月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長 津 光三郎

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団 でなくなった 旨の届出年月 日	届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
24.11.28	米山隆一	衆議院議員	隆政会	長岡市三ッ郷屋2-6-1	米山隆一
24.3.26	長津光三郎	県議会議員	総合産業研究会	新潟市西蒲区字巻乙1752-1	長津光三郎
24.4.2	山田紀之	市長	山田のりゆき後援会	糸魚川市大野2020	山田紀之
24.2.10	安達稔	市議会議員	安達稔後援会	小千谷市片貝町6812	安達稔
24.3.9	塚田俊幸	市議会議員	塚田俊幸後援会	上越市寺町3-17-1	塚田俊幸
24.3.9	岩野虎治	市議会議員	岩野とらじ後援会	上越市大島区大字大平2310番地	岩野虎治
24.3.13	山岸行則	市議会議員	山岸行則後援会	上越市中門前3丁目2番7号	山岸行則
24.3.23	小野吉太郎	市議会議員	小野吉太郎後援会	加茂市大字下高柳533-甲	小野吉太郎
24.4.17	本間ちかこ	市議会議員	本間ちかこ後援会	佐渡市馬首98番地	本間ちかこ
24.5.17	小関信夫	市議会議員	小関のおお後援会	上越市柿崎区三ツ屋浜183	小関信夫
24.11.13	岩崎哲夫	市議会議員	岩崎てつお後援会	上越市上正善寺502番地	岩崎哲夫